

消費税法及び地方税法の改正に伴う消費税率変更後の
特定健康診査及び特定保健指導に係る委託料についての覚書

本書は、健康保険組合連合会ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者（以下「甲」という。）と社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団（くらしき健康福祉プラザ）（健診・保健指導機関番号 3320700176）（以下「乙」という。）とは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）第 3 条の規定により改正された消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）第 2 条の規定により改正された地方税法（昭和 25 年法律第 226）（いずれも令和元年 10 月 1 日施行予定）に則り、平成 31 年 4 月 1 日付けをもって締結した委託契約書（以下「契約書」とする。）について、以下のとおり覚書を締結するものである。

契約書に基づく特定健康診査及び特定保健指導を、令和元年 10 月 1 日以降に実施した場合の委託料については、別紙の「【税率変更後】1 人当たり委託料単価（消費税含む）」を適用する。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和元年 10 月 1 日

委託者（甲）

健康保険組合連合会
ほか 895 保険者
契約代表者
健康保険組合連合会
東京都港区南青山 1-24-4
会長 大塚 陸毅
契約代理人
健康保険組合連合会岡山連合会
岡山県岡山市北区錦松 1 番 8 号
岡山県木材会館 4 階
会長 梶谷 俊介

受託者（乙）

社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団
（くらしき健康福祉プラザ）
岡山県倉敷市笹沖 180 番地
理事長 山崎 要

内 訳 書

区分	【税率変更前】 1人当たり委託料単価 (消費税含む)		【税率変更後】 1人当たり委託料単価 (消費税含む)		支払条件※2
	個別健診	集団健診	個別健診	集団健診	
特定保健指導※2	動機付け支援 (動機付け支援相当)	8,240円	8,393円		・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の8/10を支払※3 残る2/10は実績評価終了後に支払
	積極的支援	18,540円	18,883円		・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の4/10を支払※3 ・残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※1 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

※2 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※3 初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接2回目が実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接1回目を実施する前に初回分割面接2回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として、全額費用請求ができることとする。

(実施機関の責により実施出来なかった場合は、費用請求はできない。)

イ 初回分割面接2回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。

ロ 初回分割面接2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡がとれなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

※必要に応じて、保険者(健保組合等)に連絡し、協力を求める。

ハ 初回分割面接1回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接2回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる(初回分割面接2回目を終了させる)よう試みる。また、その事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

消費税法及び地方税法の改正に伴う消費税率変更後の
特定健康診査及び特定保健指導に係る委託料についての覚書

本書は、健康保険組合連合会ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者（以下「甲」という。）と株式会社岡山スポーツ会館（以下「乙」という。）とは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第3条の規定により改正された消費税法（昭和63年法律第108号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第2条の規定により改正された地方税法（昭和25年法律第226号）（いずれも令和元年10月1日施行予定）に則り、平成31年4月1日付けをもって締結した委託契約書（以下「契約書」とする。）について、以下のとおり覚書を締結するものである。

契約書に基づく特定健康診査及び特定保健指導を、令和元年10月1日以降に実施した場合の委託料については、別紙の「【税率変更後】1人当たり委託料単価（消費税含む）」を適用する。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年10月1日

委託者（甲）

健康保険組合連合会
ほか895保険者
契約代表者
健康保険組合連合会
東京都港区南青山1-24-4
会長 大塚 陸毅
契約代理人
健康保険組合連合会岡山連合会
岡山県岡山市北区錦松1番8号
岡山県木材会館4階
会長 梶谷 俊介

受託者（乙）

株式会社 岡山スポーツ会館
岡山県岡山市北区絵図町1番50号
代表取締役 江尻 博子

内 訳 書

区分	【税率変更前】 1人当たり委託料単価 (消費税含む)		【税率変更後】 1人当たり委託料単価 (消費税含む)		支払条件※2
	個別健診	集団健診	個別健診	集団健診	
特定保健指導※2	動機付け支援 (動機付け支援相当)	8,240円	8,393円		・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の8/10を支払※3 残る2/10は実績評価終了後に支払
	積極的支援	18,540円	18,883円		・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の4/10を支払※3 ・残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※1 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

※2 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※3 初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接2回目が実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接1回目を実施する前に初回分割面接2回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として、全額費用請求ができることとする。

(実施機関の責により実施出来なかった場合は、費用請求はできない。)

イ 初回分割面接2回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。

ロ 初回分割面接2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡がとれなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

※必要に応じて、保険者(健保組合等)に連絡し、協力を求める。

ハ 初回分割面接1回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接2回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる(初回分割面接2回目を終了させる)よう試みる。また、その事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

消費税法及び地方税法の改正に伴う消費税率変更後の
特定健康診査及び特定保健指導に係る委託料についての覚書

本書は、健康保険組合連合会ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者（以下「甲」という。）と一般社団法人玉野コミュニティ・デザイン（健診・保健指導機関番号 3321800017）（以下「乙」という。）とは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）第 3 条の規定により改正された消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）第 2 条の規定により改正された地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）（いずれも令和元年 10 月 1 日施行予定）に則り、平成 31 年 4 月 1 日付けをもって締結した委託契約書（以下「契約書」とする。）について、以下のとおり覚書を締結するものである。

契約書に基づく特定健康診査及び特定保健指導を、令和元年 10 月 1 日以降に実施した場合の委託料については、別紙の「【税率変更後】1 人当たり委託料単価（消費税含む）」を適用する。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和元年 10 月 1 日

委託者（甲）

健康保険組合連合会

ほか 895 保険者

契約代表者

健康保険組合連合会

東京都港区南青山 1-24-4

会長 大塚 陸毅

契約代理人

健康保険組合連合会岡山連合会

岡山県岡山市北区錦松 1 番 8 号

岡山県木材会館 4 階

会長 梶谷 俊介

受託者（乙）

一般社団法人玉野コミュニティ・デザイン

岡山県玉野市築港 5-4-1

代表理事 京谷 潤

内 訳 書

区分	【税率変更前】 1人当たり委託料単価 (消費税含む)		【税率変更後】 1人当たり委託料単価 (消費税含む)		支払条件※2
	個別健診	集団健診	個別健診	集団健診	
特定保健指導※2	動機付け支援 (動機付け支援相当)	8,240円	8,393円		・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の8/10を支払※3 残る2/10は実績評価終了後に支払
	積極的支援	18,540円	18,883円		・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の4/10を支払※3 ・残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※1 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

※2 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※3 初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接2回目が実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接1回目を実施する前に初回分割面接2回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として、全額費用請求ができることとする。

(実施機関の責により実施出来なかった場合は、費用請求はできない。)

イ 初回分割面接2回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。

ロ 初回分割面接2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡がとれなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

※必要に応じて、保険者(健保組合等)に連絡し、協力を求める。

ハ 初回分割面接1回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接2回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる(初回分割面接2回目を終了させる)よう試みる。また、その事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。